

◎佐賀県条例第30号

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例（平成6年佐賀県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第3号及び第4号のビラ（以下「ビラ」という。）並びに法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（佐賀県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスター（以下「ポスター」と総称する。）の作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（ビラの作成の公費の支払）</p> <p><b>第9条</b> 佐賀県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙が行われる区域における法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のも</p>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第3号及び第4号のビラ（以下「ビラ」という。）並びに法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（ビラの作成の公費の支払）</p> <p><b>第9条</b> 佐賀県は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙が行われる区域における法第142条第1項第3号又は第4号に定める枚数の範囲内のも</p>

改正前	改正後
<p>のであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円73銭</u></p> <p>(2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>38万6,500円と5円18銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)</p> <p>(ポスターの作成の公費の支払)</p> <p><b>第13条</b> 佐賀県は、候補者(前条の届出をした者に限り、)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区(佐賀県知事の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ。))におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場</p>	<p>のであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>8円38銭</u></p> <p>(2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>41万9,000円と5円62銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。)</p> <p>(ポスターの作成の公費の支払)</p> <p><b>第13条</b> 佐賀県は、候補者(前条の届出をした者に限り、)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙区(佐賀県知事の選挙については当該選挙が行われる区域。以下同じ。))におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場</p>

改正前	改正後
<p>合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）</p> <p>(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>58万6,905円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>	<p>合 <u>586円88銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）</p> <p>(2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>60万9,690円</u>を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定及び附則第3項の規定は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の佐賀県議会議員又は佐賀県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例（次項において「新条例」という。）第9条及び第13条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 新条例第1条の規定は、附則第1項ただし書に定める日以後その期日を告示される選挙から適用し、附則第1項ただし書に定める日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。